

# 貸金業法等の規制緩和に反対する会長声明

平成26年7月23日

京都司法書士会

会長 森中勇雄

先日、自民党が、上限金利引上げ、総量規制の除外を盛り込んだ貸金業法等の再改正を検討していることが報道された。

当会は、多重債務により苦しむ人、「負債」を原因として自殺する人の増加を招く恐れのある上記規制緩和に断固として反対する。

平成18年の貸金業法改正以前は、多重債務者（5社以上から無担保無保証の借入れをしている者）が約200万人を超え、借金返済のために借金をするという異常な状態になっていた。その結果、自らの返済能力を超えて借金をしてしまった者は返済することができず、自己破産を申し立てた者も毎年20万人を超えていた。また、自殺者も毎年3万人を超えており、その中でも経済的理由による自殺者は多数に上っていた。多重債務者を減らすことが自殺者減少につながることは、「自殺対策白書（内閣府）」においてもその相関関係が認められている。

これらの異常事態に対し、当時、法律専門家、被害者の会、労働者団体をはじめ多くの国民が立ち上がり全国的な高金利引き下げ運動を展開し、それら一連のうねりのなかで最高裁判所は高金利を無効とする判決を下し、地方議会では47都道府県のうち43もの都道府県が、及び1830市区町村のうち1136もの市区町村が、高金利引下げを要望する意見書を採択した。

現在の貸金業法はこのような国民的議論を経た上で、国会において与野党の全会一致で成立し、その後、平成22年6月に完全施行されたものである。その結果、多重債務者は、平成26年4月の時点で約17万人まで激減し（株式会社日本信用情報機構統計）、平成24年の破産者数は約9万2000人にまで減少した（最高裁判所統計）。また、平成25年の自殺者数は改正貸金業法の完全施行当時と比べ約5000人減少し、特に、「負債」を原因とする自殺者は、完全施行当時と比べ半分以下にまで減少したのである（内閣府統計）。

平成18年10月28日に施行された「自殺対策基本法」では「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。」と基本理念を規定し、さらに「国はその基本理念にのっとり自殺対策を総合的に策定し実施する責務を有する。」と定めている。

今回の規制緩和は、自殺者の減少に確実に貢献している現在の貸金業法等を全く無効にするものであり、この「自殺対策基本法」の趣旨にも反するものである。

当会は、国民の悲劇を増加させるこの規制緩和に断固反対し、これら法の改悪の動きを阻止するとともに、今後も多重債務者の救済に積極的に取り組んでいくことをここに決意する。